

岐南町 AI オンデマンド交通運行業務プロポーザルに係る訂正について

令和8年4月3日

標記の件につきまして、下記のとおり訂正を行います。  
誤った表記となっていたことを深くお詫び申し上げます。

記

訂正箇所	訂正内容
岐南町 AI オンデマンド交通運行業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。） 3 参加資格要件	(3) 以降を (2) の中の列記事項とし、次のとおりとする。 (2) 次のいずれにも該当しない者であること。 ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。 ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者。 ③国税及び地方税を滞納している者 ④団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条（私的独占又は不当な取引制限）又は第 8 条第 1 号（一定の取引分野における競争を実質的に制限）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。 ⑤地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条及び第 180 条の 5 に該当する者。 ⑥岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（昭和 61 年 12 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中である者。 ⑦岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領（平成 9 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中である者。 ⑧岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 9 月 30 日決裁）の規定による入札参加資格停止措置の期間中である者。 ⑨岐南町暴力団排除条例（平成 24 年岐南町条例第 6 号）第 6 条に規定する排除措置の対象である者。 ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団に該当する者。 ⑪法人として反社会的団体又はその団体や構成員の統制の下にある者。
実施要領 6 参加表明 (2)	「(2) 提出期間 令和 8 年 4 月 1 日 (水) から令和 8 年 4 月 10 日 (金) まで (必着)

	<p>（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで）」を次のとおり改める。</p> <p>「(2) 提出期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月24日（金）まで（必着） （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで）」</p>
<p>実施要領 8 提案書（1）②ア</p>	<p>「(ア) 11（3）に定める岐南町 AI オンデマンド交通運行業務プロポーザル審査基準」の審査項目に基づくこと。」を次のとおり改める。</p> <p>「(ア) 10（4）に定める岐南町 AI オンデマンド交通運行業務プロポーザル審査基準」の審査項目に基づくこと。」</p>
<p>実施要領 10 審査</p>	<p>「(3) 審査基準・採点基準」を次のとおり改める。 「(4) 審査基準・採点基準」</p> <p>「(4) 結果の公表」を次のとおり改める。 「(5) 結果の公表」</p> <p>「(5) その他」を次のとおり改める。 「(6) その他」</p>
<p>実施要領 10 審査①</p>	<p>「見積書（別紙様式9）」を次のとおり改める。</p> <p>「見積書（別紙様式6）」</p>
<p>実施要領 10 審査①</p>	<p>「なお、見積額についても同額の場合は、10（1）⑤ウに記載の本格運行に係る見積額が最も安価な者を第1位とする。」を次のとおり改める。</p> <p>「なお、見積額についても同額の場合は、8（1）⑤ウに記載の本格運行に係る見積額が最も安価な者を第1位とする。」</p>
<p>実施要領 13 協定の締結</p>	<p>「13 協定の締結」を次のとおり改める。</p> <p>「11 協定の締結」</p>
<p>実施要領 14 問合せ先</p>	<p>「14 問合せ先」を次のとおり改める。</p> <p>「12 問合せ先」</p>